

薪ストーブ

ストウブ

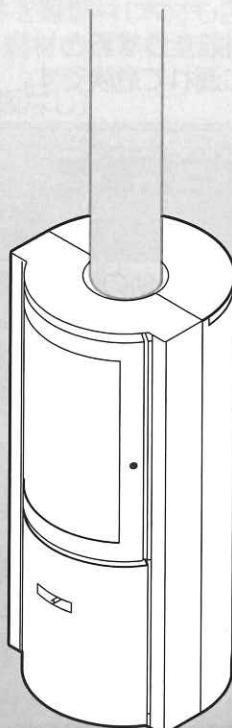
コンパクト

Stuv 30-Compact

工事説明書

このたびは本機をお買い求めいただきまして
まことにありがとうございます。

- 設置工事の前に、この工事説明書をよくお読みのうえ正しく据付けてください。
なお、この工事説明書は、工事終了後に取扱説明書と一緒に必ずお客様にお渡しください。
- 地域によっては、条例により設置できない場合もあります。弊社までご相談ください。
- このストーブは本書の弊社標準据付け例などに基づいて、煙突を必ず取り付けて使用してください。



目次

① 安全のために必ずお守りください	1~5
② 仕様	6~7
・仕様表	6
・別表	6
・ストーブの寸法	7
③ 各部のなまえ	8
④ 開こん	9
・ストーブを運ぶ	9
・開こんのしかた	9
⑤ 据付け	10~19
・据付け場所の選定	10
・床の保護	10
・上方および前方の離隔距離	10
・壁からの離隔距離	11
・木製パレットからストーブを外す	12~13
・附属品の確認	13
・排気偏向器の固定を外す	14
・据付けの方法	14~18
・燃焼用空気について	18
・床から空気を直接取り入れる	19
⑥ 煙突の取付け	20~21
⑦ 部品の取付け	22
⑧ 試運転	裏表紙
⑨ 廃棄するときの注意	裏表紙

据付け・移設工事は必ず販売店、または
弊社指定店などに依頼してください。

1 安全のために必ずお守りください

- 人への危害と財産への損害を未然に防ぐため、必ずお守りいただくことを説明しています。
- ここに示した表示は、誤った作業をしたときに生じる危害や損害の程度を次の表示で区分し、説明しています。

！警告(WARNING)

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、死亡、重傷を負う可能性、または火災の可能性が想定される内容を示しています。

！注意(CAUTION)

この表示を無視して、作業を誤った場合に作業者が、またはその作業後の不具合によって使用者が、軽傷を負う可能性や物的損傷の発生が想定される内容を示しています。

- お守りいただく内容を、次の絵表示で区分しています。



この絵表示は、「禁止」されている内容です。



この絵表示は、「注意」していただく内容です。



この絵表示は、必ずしていただく「指示」内容です。

！警告(WARNING)

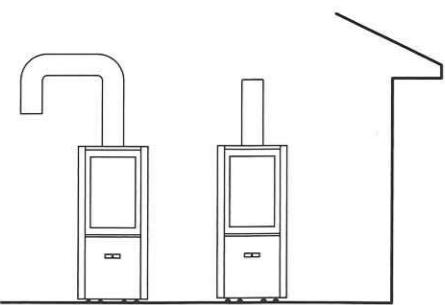
★据付け移設は、販売店または据付け業者がおこなってください。



お客様ご自身で据付けや移設をされ、不備があると火災の原因になります。

★屋内排気禁止

屋内に排気すると排ガスが室内に充満して危険です。
必ず屋外に排気してください。



★据付けは火災予防条例、建築基準法に関する法令の基準を守っておこなってください。



★煙突を確実に接続



煙突を確実に接続し、しっかりと固定してください。
風、振動、衝撃などで外れたりすると燃焼中に排ガスが室内に漏れて危険です。

★燃焼に必要な空気量を取り込む



気密が高い部屋で換気設備や他の燃焼器の影響により、ストーブが燃焼するのに必要な空気量が取り込めないと、不完全燃焼したり、煙が部屋に漏れたりして健康に害をおよぼすことがあります。

★据付け床を保護する



ストーブを設置する床は不燃材で施工したり、金属プレートを敷くなどして保護してください。
保護しないと燃えた灰が落ちたり、ふく射熱で床が熱くなったりして、火災になることがあります。

★換気扇使用禁止



換気扇やレンジフードは使用しないでください。
室内へ煙が漏れて、室内汚染のおそれがあります。

！注意(CAUTION)

★次の場所には据付けない

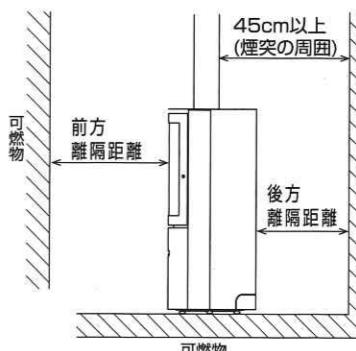
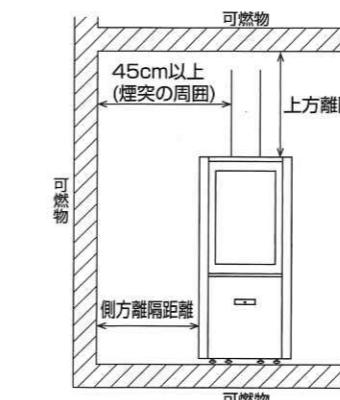
火災や予想しない事故の原因になります。次のような場所には置かないでください。

- 水平でない場所、不安定な場所。
- 不安定な物をのせた棚などの下。
- 可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所。
- 燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口のない場所、または換気のおこなえない場所。
- 付近に燃えやすいものがある場所。
- 階段、避難口などの付近で避難の支障となる場所。
- マントルピース内。
- 温室、飼育室、乾燥室など人のいない場所。
- 理・美容院、メッキ・塗装工場、電子部品組立工場、繊維関係工場などでは使用しないでください。塩素ガスなどの影響により錆が発生することがあります。
- 塵やほこりの多い場所。
- 通路、人通りの激しい場所。
- 室内が負圧になる場所。



使用禁止

★可燃物との距離を離す



距離

ストーブを設置する部屋が火気使用室(建築基準法施行令)に該当する場合は、内装制限の適用を受けます。内装制限を受けても、国土交通省告示第225号により内装制限を緩和することができます。

■告示第225号離隔距離

壁・天井を難燃材(木材も含む)で仕上げても、内装規制緩和の告示第225号に従って、ストーブ周辺に特定不燃材の遮熱板を設けることで内装制限が緩和されます。

[遮熱板なし]

設置状態 (輻射範囲)	離隔距離(cm) 遮熱板なし			
	上方	側方	前方	後方
固定 (前方 120°)	98.6	108.5	219.8	110.6
回転 (全方向)	98.6	219.8	219.8	219.8

[遮熱板あり]

設置状態 (輻射範囲)	離隔距離(cm) 遮熱板あり			
	上方	側方	前方	後方
固定 (前方 120°)	49.3	36.2	73.3	36.9
回転 (全方向)	49.3	73.3	73.3	73.3

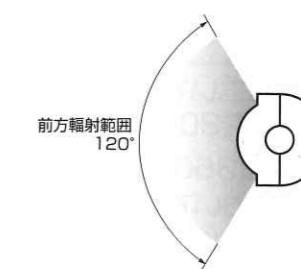
※遮熱板とは壁や天井との間に2.5cm以上の空気層がある不燃材の壁。

※回転して全方向(360°)に輻射を向けることができる場合は、

ストーブ全周において前方と同じ離隔距離としてください。

回転して90°、180°、270°の範囲に輻射を向けることが

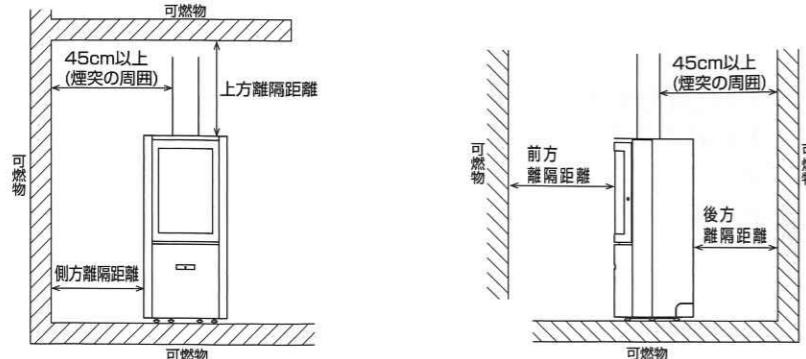
できる場合も、回転範囲を考慮した離隔距離としてください。



1 安全のために必ずお守りください

△注意(CAUTION)

★可燃物との距離を離す(つづき)



建築基準法施行令の内装制限により、可燃物燃焼部分の壁や天井の仕上げを準不燃材以上とした場合および、平屋や最上階などの内装制限を受けない場合は下記の離隔距離以上としてください。

■火災予防条例(東京都)の離隔距離

※設置地域の火災予防条例に従ってください。

種類	離隔距離(cm)			
	上方	側方	前方	後方
ストーブ ガス・液体以外の燃料	150	100	150	100

■消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮について

規定の項目	規定の内容(概要)
消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮	周囲の壁の表面温度が100°Cを超えない距離や引火しない距離を確保する等の措置を講じれば離隔距離ができること(室温35°Cの条件)

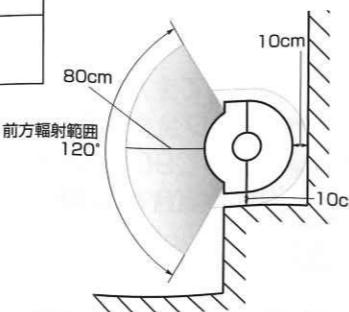
消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮の適用は消防署判断となるため設置場所を管轄する消防署の確認が必要です。

■消防庁告示1号によるメーカー離隔距離

メーカー離隔距離は消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮に基づき、火災予防条例の離隔距離を短縮しています。メーカー離隔距離による設置適用に関しましては消防署判断となるため設置場所を管轄する消防署の確認が必要です。

弊社では、消防庁告示1号に基づいて離隔距離の短縮を図る目安として、周囲の壁の表面温度が100°Cを超えない距離を確認しています。

設置状態 (輻射範囲)	離隔距離(cm)			
	上方	側方	前方	後方
固定 (前方120°)	150	10	80(※)	10
回転 (全方向)	150	80	80	80



※前方離隔距離においてガラス面角度120°の範囲は可燃物からの離隔距離を80cm以上としてください。

※回転して全方向(360°)に輻射を向けることができる場合は、ストーブ全周において前方と同じ離隔距離としてください。
回転して90°、180°、270°の範囲に輻射を向けることができる場合も、回転範囲を考慮した離隔距離としてください。

△注意(CAUTION)

★可燃物との距離を離す(つづき)

■落下物に注意

ストーブの上に物が落下しない場所で使用してください。
落下物により火災が起きるおそれがあります。

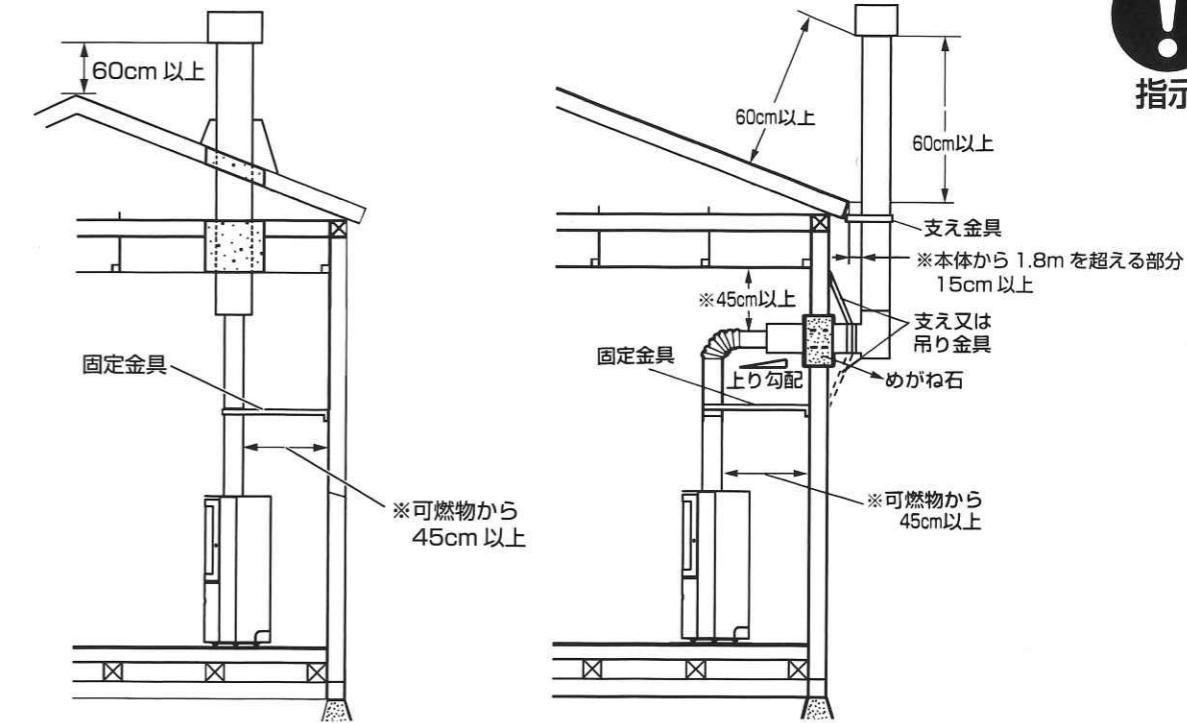


■家具などから離す

家具等からは充分な距離を離してください。
熱で変形や変色、自然発火することがあります。



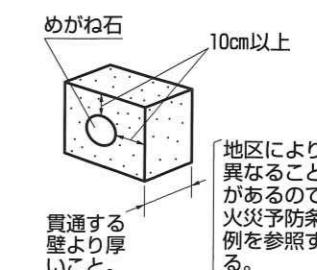
■標準据付け例



- 煙突の先端から水平距離1m以内に建物の軒がある場合は、その軒から60cm以上高くすること。
- 煙突の先端から3m以内に建物の開口部(窓など)がないこと。
- (※)45cm以上の寸法は、煙突が本体から1.8mを超える場合は15cm以上とする。

★家屋貫通部の注意

- 煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は、必ずめがね石を使用してください。
- 小屋裏、天井裏などにある部分は、防火上有効な処置をおこなってください。
- 可燃性の壁、天井、小屋裏、天井裏などを貫通する部分及びその付近では、煙突の接続はしないでください。



★煙突の固定

- 煙突は、風や振動などで倒れないように、支え金具や支え線などで固定してください。
- 煙突は、1m～2mおきに固定金具(市販品)で固定し、自重を支える部分は、支えまたは吊り金具で堅固に支持してください。



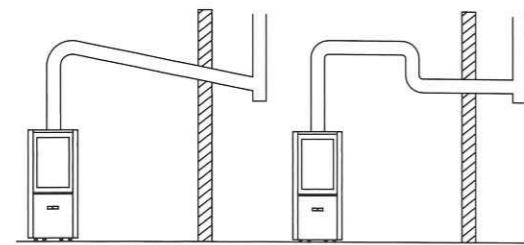
1 安全のために必ずお守りください

△注意(CAUTION)

★煙突の点検

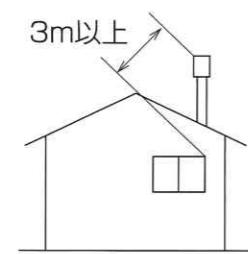
据付けが終ったら、もう一度点検してください。次のような取付けは危険であったり、不完全燃焼をおこすおそれがあるので、必ず修正してください。

●下り勾配、下向き曲がり禁止



確認

●トップと建物（隣家を含む）の開口部（窓など）は3m以上離れていること



指示

★消火器を常備する

緊急時に備えて、消火器を必ず常備してください。

お願い(NOTICE)

万が一のために

★火災報知器の設置

ストーブを設置する部屋には、火災報知器を設置することをおすすめします。

★一酸化炭素警報器の設置

排気漏れによる事故を防ぐために、一酸化炭素警報器の設置をおすすめします。

2 仕様

仕様表

名称	Stūv 30-Compact	
給排気方式	自然通気形	
ストーブの重量(燃料空量時)	114kg	
外形寸法	高さ 1040mm 幅 465mm 奥行 447mm	
材質	スチール	
暖房出力	3~9kw	
薪の推奨使用量(含水率 12% の場合)	0.8~2.5kg/h	
燃焼効率	80%(EN13240)	
排気温度	別表	
CO %	0.09%(EN13240)	
煤塵濃度測定値	18mg/m ³ (EN13240)	
ドラフト	別表	
燃焼システム	クリーンバーン	
燃料の種類	乾燥薪	
薪の長さ	水平方向最大	25cm
	垂直方向最大	40cm
煙突径	Φ 150mm	
室内給気口の最小面積	100 cm ²	

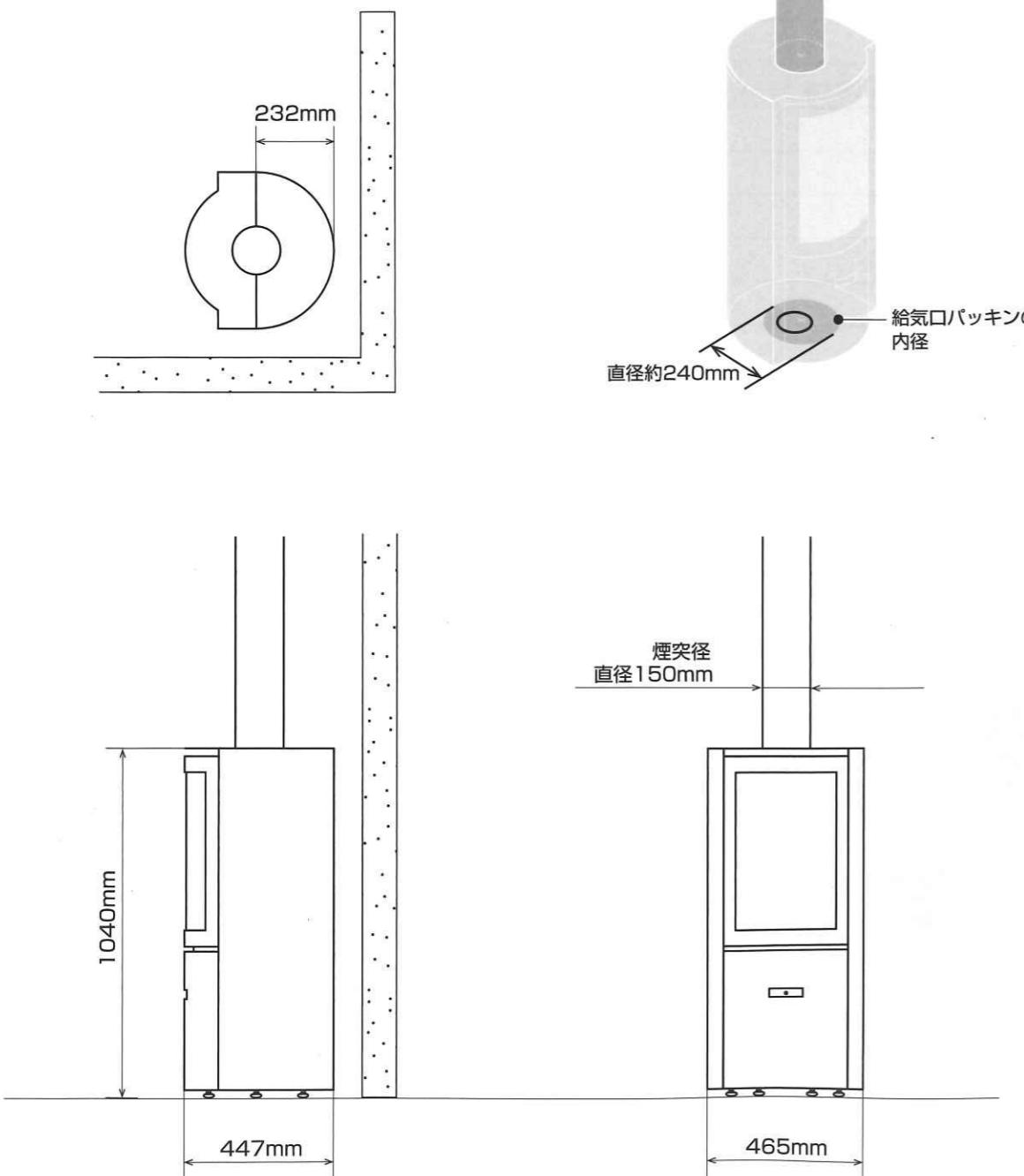
別表

3つのモードにおける最小ドラフト

	ガラス扉モード	鉄扉モード	暖炉モード
最小ドラフト	12Pa	12Pa	7Pa
排気ガス量	4.9g/s	4.6g/s	33.6g/s
排気温度	325 °C	340 °C	180 °C

2 仕様

ストーブの寸法

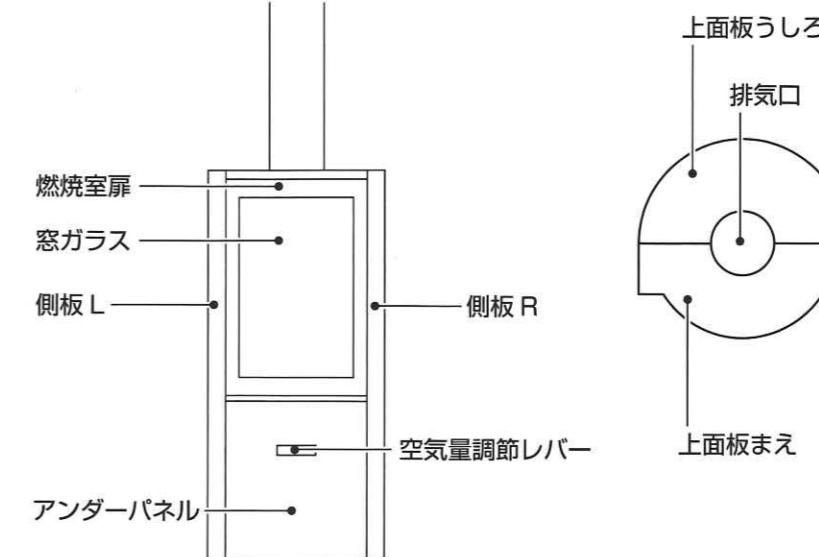


3 各部のなまえ

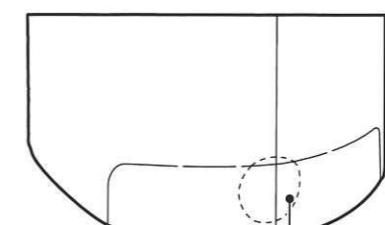
正面

上面

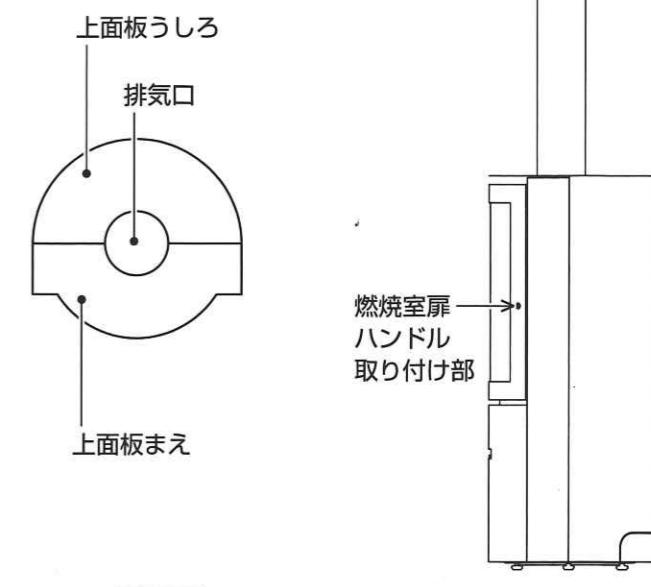
側面



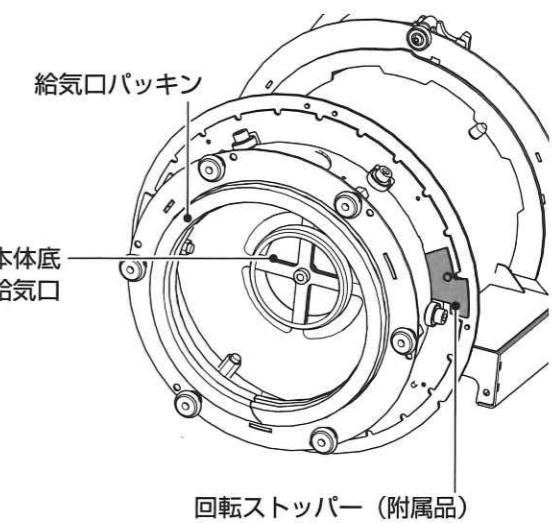
背面



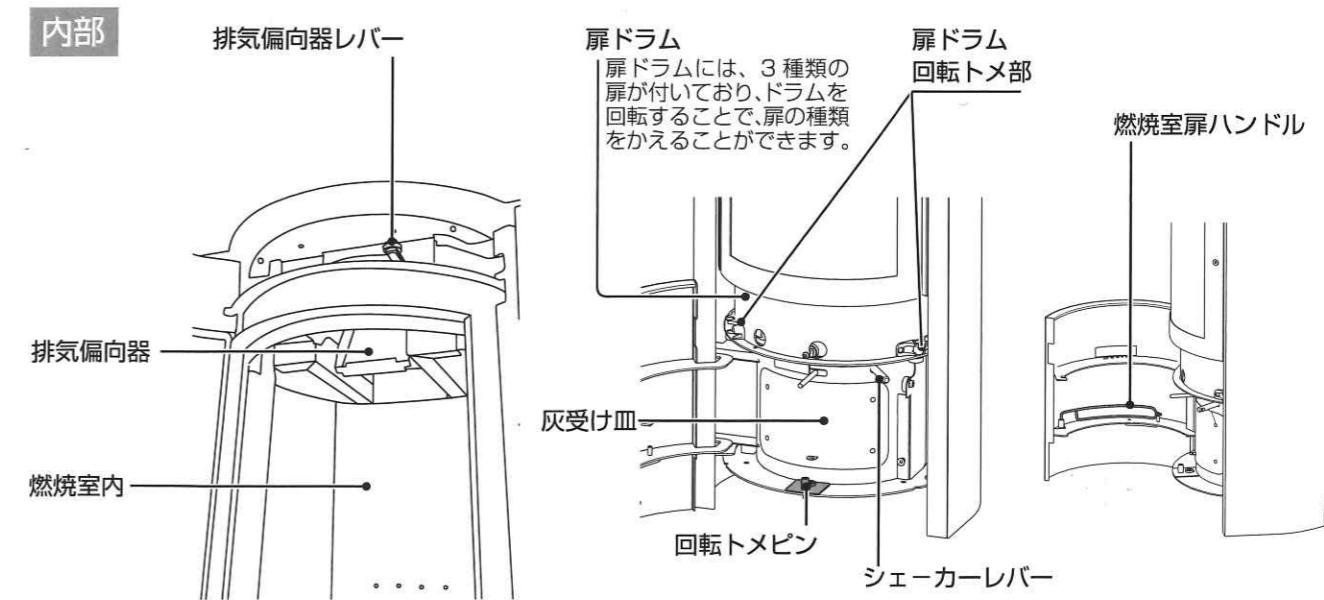
背面給気口
背面給気口は側板に覆われおり、見えません。
※本体底から給気するときは給気口フタ(附属品)で閉じてください。



底面



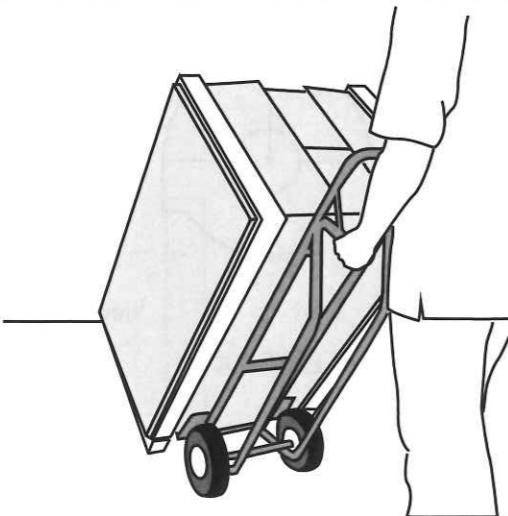
内部



4 開こん

ストーブを運ぶ

- ストーブを搬入するところまで運んでください。
- ハンドリフトやハンドリフトトラックを使うと、ストーブが楽に運べます。



開こんのしかた

- ①固定しているネジや釘を工具を使って抜き、
木枠の梱包材を取り外してください。
②ストーブの上からビニール袋を取り外してください。



お知らせ

- ストーブを運ぶときに本体や扉に力が加わりへこんだり、
キズがついたりしないように保護板が付いています。
ストーブを運び終わったら保護板は取り外します。



5 据付け

据付け場所の選定

- 据付けについては火災予防条例、建築基準法などの法令の基準があります。
「**1 安全にために必ずお守りください**」(1~5ページ)をお読みになり販売店または据付け業者とよく
ご相談してください。また、「標準据付け例」については4ページを参照してください。

- 燃焼に必要な空気量を取り込んでください。
気密が高い部屋で、換気設備や他の燃焼器の影響によりストーブが燃焼するのに必要な空気量が取り
込めないと、不完全燃焼したり、煙が部屋に漏れたりして健康に害をおよぼすおそれがあります。

- 次のような場所にストーブを据付けないでください。

- ・水平でない場所、不安定な場所。
- ・可燃性ガスの発生する場所またはたまる場所。
- ・燃焼に必要な空気を取り入れる空気取入口の
ない場所、または換気のおこなえない場所。
- ・温室、飼育室、乾燥室など人のいない場所。
- ・理・美容院、メッキ・塗装工場、電子部品組立
工場、繊維関係工場などでは使用しないで
ください。塩素ガスなどの影響により錆が発生
することがあります。
- ・不安定な物をのせた棚などの下。
- ・付近に燃えやすいものがある場所。
- ・階段、避難口などの付近で避難の支障となる場所。
- ・マントルピース内。
- ・塵やほこりの多い場所。
- ・通路、人通りの激しい場所。
- ・室内が負圧になる場所。

- 煙突は必ず屋外へ出すように設置して、排ガスを屋外へ排出してください。
出さないと排ガスが屋内に充満して危険です。

- ストーブを据付ける場所によっては、煙突が高くなりドラフトが強くなります。
ドラフトが強い場合はドラフトレギュレータ（市販品）を使用してください。

- 落下物の危険のない場所にストーブを据付けてください。
ストーブに物が落下する可能性があるときは、物を取り除くか落下しないように処置してください。

床の保護

- ストーブを据付ける床面は強い振動や衝撃がなく、ストーブの重量に充分耐え、安定していることが
必要です。必要に応じて床面の補強をおこなってください。(製品の重量約 114kg)

- ストーブを設置する床は不燃材で施工したり、金属プレートを敷くなどして保護してください。
保護しないと燃えた灰が落ちたり、輻射熱で床が熱くなったりして、火災になるおそれがあります。

上方および前方の離隔距離

- 上方および前方の可燃物までの離隔距離は、下記の距離を離してください。

■国土交通省告示第225号離隔距離（建築基準法施行令の火気使用室に該当する場合）

	上方離隔距離(cm)	前方離隔距離(cm)
遮熱板なし	98.6	219.8
遮熱板あり (前面壁、天井)	49.3	73.3

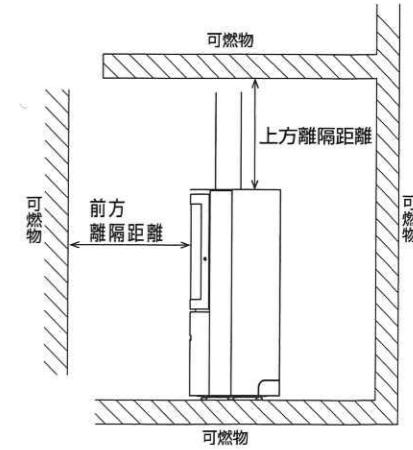
※遮熱板とは壁や天井との間に2.5cm以上の空気層がある不燃材の壁。

■メーカー離隔距離

メーカー離隔距離は消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮に基づき、
火災予防条例の離隔距離を短縮しています。

メーカー離隔距離による設置適用に関しましては消防署判断となる
ため設置場所を管轄する消防署の確認が必要です。

	上方離隔距離(cm)	前方離隔距離(cm)
遮熱板なし	150	80

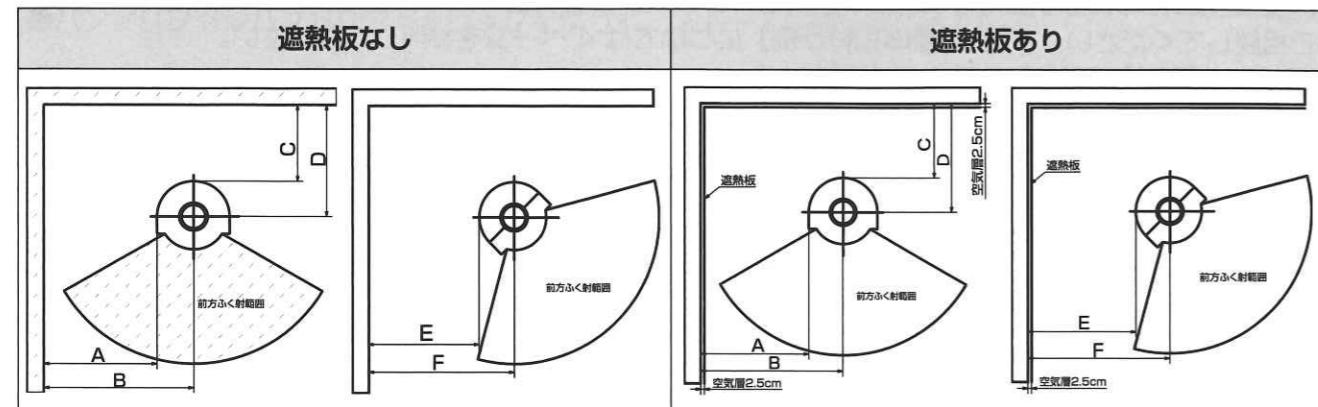


※ストーブの前方において、
ふく射熱を放出する 120°
の範囲は離隔距離以上に
可燃物から離してください。

5 据付け

壁からの離隔距離

側方の壁や可燃物までの離隔距離は、壁の仕上げや遮熱板により下記の距離を離してください。



■告示第225号離隔距離

建築基準法施行令の火気使用室に該当する場合は、内装制限の適用を受けますが、国土交通省告示第225号により、内装制限を緩和することができます。

壁・天井を難燃材（木材含む）で仕上げても、内装制限緩和の告示第225号に従ってストーブ周辺に特定不燃材料の遮熱板を設けることで内装制限が緩和されます。

壁・天井を難燃材（木材含む）で仕上げて、遮熱板がなしとありの場合において下表の離隔距離以上に壁から距離を設けてください。

設置状態・ふく射方向	遮熱板	A(cm)	B(cm)	C(cm)	D(cm)	E(cm)	F(cm)
固定・前方120°	なし	108.5	131.8	110.6	133.8	110.6	133.8
	あり	36.2	59.5	36.9	60.1	36.9	60.2
回転・全方向	なし	219.8	243.1	219.8	243.1	219.8	243.1
	あり	73.3	96.6	73.3	96.6	73.3	96.6

※遮熱板とは壁との間に2.5cm以上の空気層がある不燃材の壁。

設置する空間全ての仕上げを準不燃材料以上とした場合、および平屋・最上階などの内装制限を受けない場合は、下記のメーカー離隔距離に従ってストーブから周囲の可燃物までの距離は離隔距離以上にしてください。

■メーカー離隔距離

メーカー離隔距離は消防庁告示1号に基づく離隔距離の短縮に基づき、火災予防条例の離隔距離を短縮しています。メーカー離隔距離による設置適用に関しましては消防署判断となるため設置場所を管轄する消防署の確認が必要です。

設置状態・ふく射範囲	遮熱板	A(cm)	B(cm)	C(cm)	D(cm)	E(cm)	F(cm)
固定・前方120°	なし	10	33.3	10	33.2	10	33.3
回転・全方向	なし	80	113.3	80	113.2	80	113.3

お願い

- ストーブを回転させて使用する場合は、ストーブ前面からのふく射熱が当たる範囲が大きくなります。

ふく射熱が当たる範囲は、前方離隔距離以上に壁や可燃物を離してください。

木製パレットからストーブを外す

●本体を木製パレットから取り外すために、側面などの外装部分を取り外す必要があります。

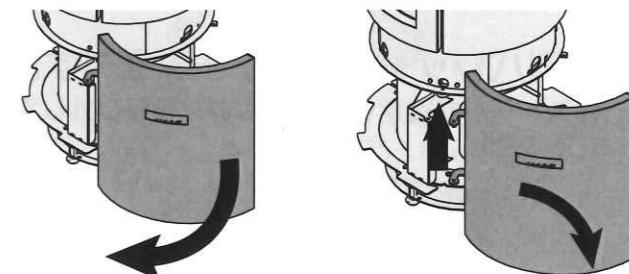
1 上面板まえとうしろを取り外す。

- 上面板まえは、前方へずらしてから持ち上げて、取り外してください。
上面板うしろは、持ち上げて取り外してください。



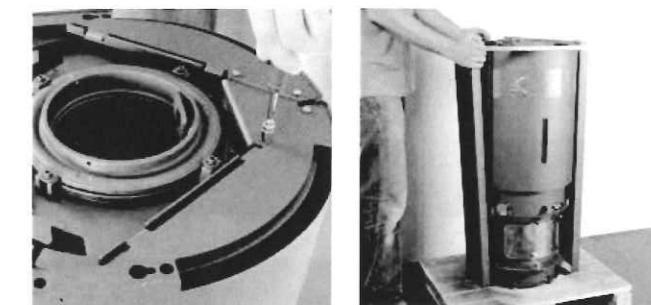
2 アンダーパネルを取り外す。

- アンダーパネルを開いてから持ち上げて取り外してください。



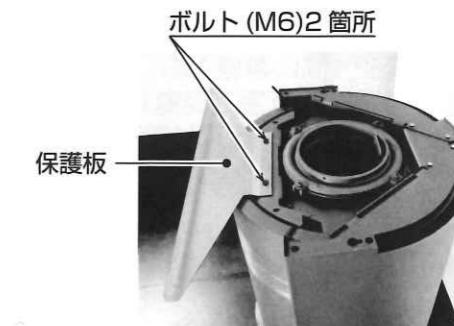
3 側板RとLを取り外す。

- 10mmスパナでストーブ上部にあるボルト(M5)を2箇所取り外してください。
側板を外側へ傾けてから持ち上げて取り外してください。
もう片方のサイドパネル(側板)も同じように取り外してください。



4 保護板を取り外す。

- 保護板を固定しているボルト(M6)2箇所を取り外して、保護板を取り外してください。

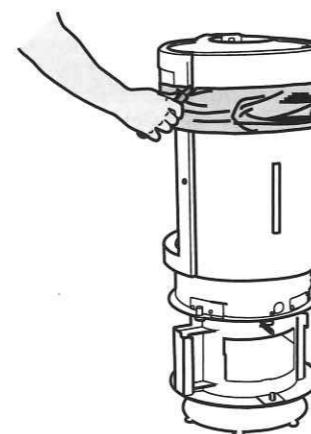


⑤ 据付け

木製パレットからストーブを外す（つづき）

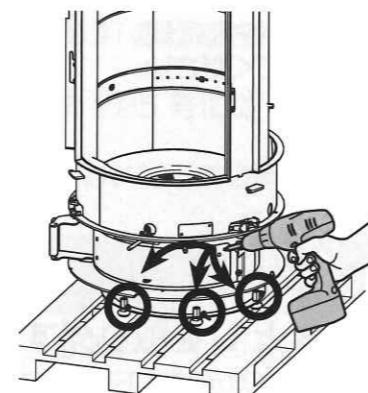
5 燃焼室扉を固定しているフィルムを取り除く。

●燃焼室扉を固定しているフィルムをカッターで切り取り除いてください。



6 木製パレットからストーブを外す。

●ストーブを固定している木ネジを取り外してください。



附属品の確認



補修用スプレー 1本



燃焼室扉ハンドル 1個



回転ストッパー 2個
ネジ (M5×6) 2個



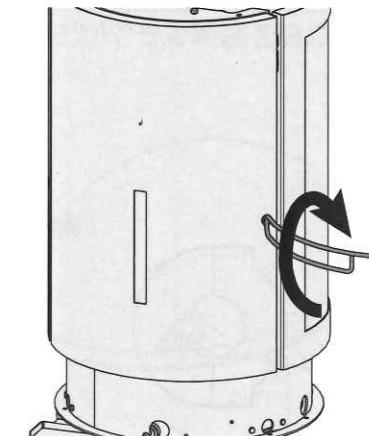
給気口フタ 1個
ネジ (M5×8) 2個

排気偏向器の固定を外す

●排気偏向器は運搬の際に損傷しないように固定されています。
次の手順で排気偏向器の固定を外してください。

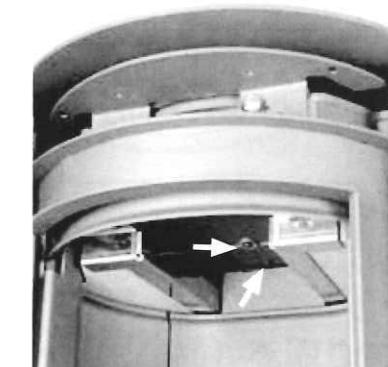
1 燃焼室扉を開ける。

- ①燃焼室扉にある六角穴に燃焼室扉ハンドルの六角部分を差し込んでください。
- ②ハンドルを右方向に回してロックを外して、燃焼室扉を開けてください。



2 排気偏向器の固定を外す。

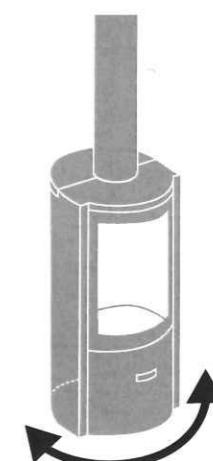
●燃焼室の中から排気偏向器を固定しているネジ2本を取り外してください。（図参照）



据付けの方法

■ストーブの向きの調節

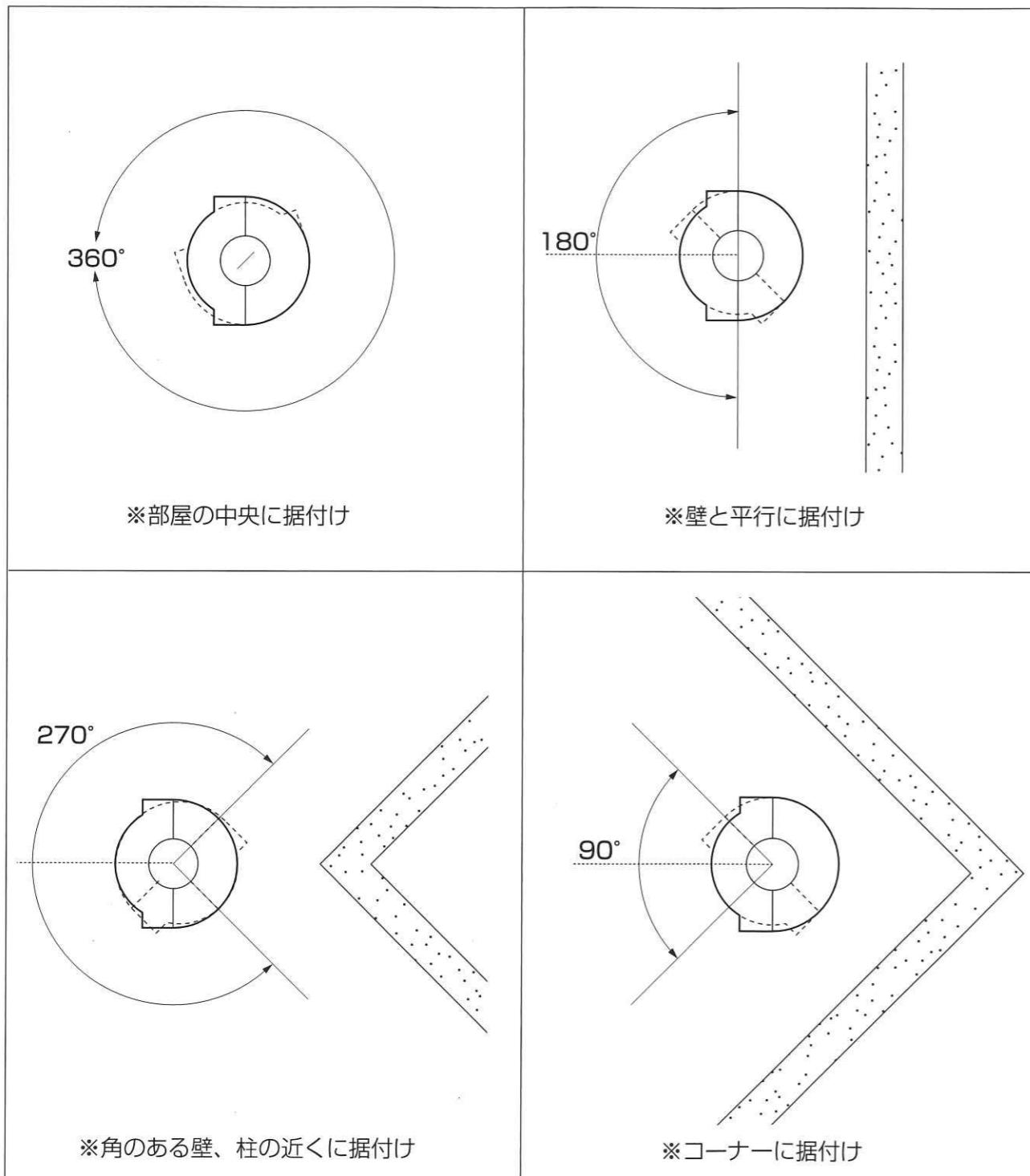
●30-Compactは、据付けの状態でストーブの向きを変えて、ふく射熱の向きを変えることができます。
向きを変えられる範囲は、360度、270度、180度、90度に設定することができます。
また、ストーブの向きを固定することもできます。工場出荷時はストーブの向きが固定されています。



据付けの方法 (つづき)

■ストーブの向きを変えて使用する場合の据付け例

据付ける場所に合わせて、ストーブの向きを変えることができる範囲を決めてください。



お願い

- ストーブ前面からのふく射に注意して、据付けをしてください。
壁との離隔距離は 2 ~ 3 ページ、11 ページを参照してください。

据付けの方法 (つづき)

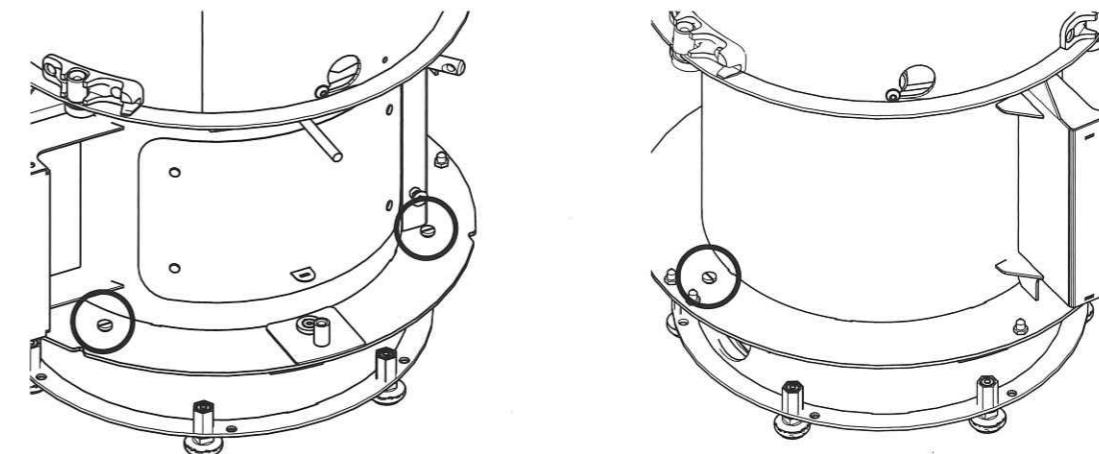
■回転ストッパーの取り付け

1 ストーブの向きを変えることができる範囲を決める。

- 15 ページの据付け例を参照してストーブの向きを変えることができる範囲を決めてください。

2 ストーブの回転を止めているネジを取り外す。

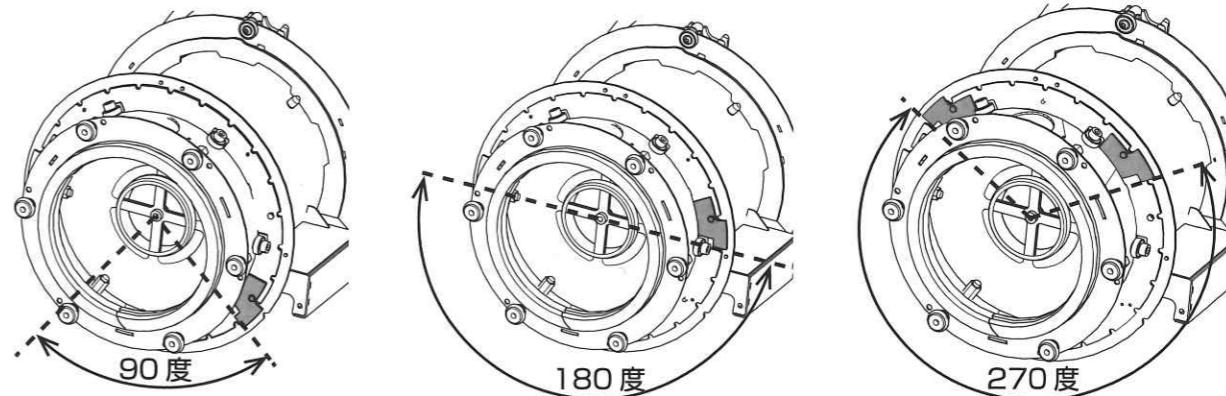
- 前側 2 本と後ろ側 1 本のネジを取り外してください。(図参照)



※ストーブの向きを固定して使用するときは、必ずネジを取り付けて使用してください。

3 ストーブ回転角度に合わせて回転ストッパー (附属品) を取り付ける。

- 90 度、180 度、270 度の角度範囲でストーブの向きを変えるときは、附属の回転ストッパーを図のようにネジ (M5×6) で固定してください。
360 度 (1 周) 回転する設置の場合は回転ストッパーを取り付ける必要はありません。



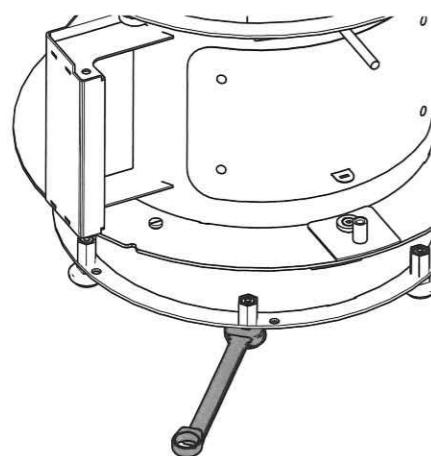
お願い

- 回転ストッパーを取り付け後、正しい回転角度になっているか確認してください。

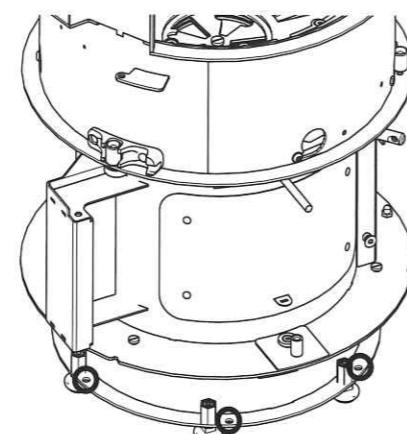
据付けの方法 (つづき)

■ストーブの水平の調節と固定

- ストーブ底にある調節脚 6 本のうち 3 本（1 本おき）を回して、水準器を見ながら水平になるように調節してください。水準器はストーブの上面においてください。



- ストーブを床に固定するときは、調節脚の横にある穴を使ってボルトやネジで固定してください。



お願い

- 水平の調節後、下部給気口を密閉するパッキンが床に密着していることを確認してください。

■空気量調節レバーのストッパーの調節

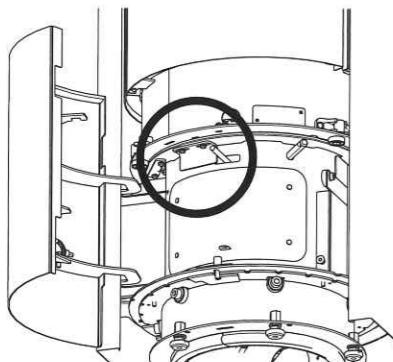
給気量が少なくならないように、空気量調節レバーにストッパーを設けてあります。

煙突の長さや設置条件によりドラフトが弱い場合があります。

ドラフトが弱いと室内に排気が漏れるおそれがあります。

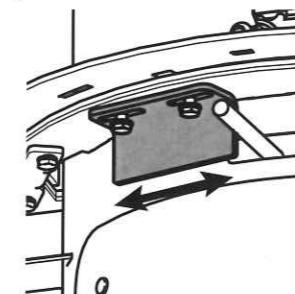
ドラフトが弱くならないように、ドラフト力に応じてストッパーの位置を調節してください。

1 アンダーパネルをあける。



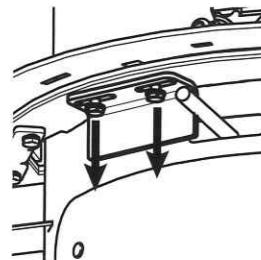
3 ストッパーを左右に動かす。

- ストッパーを左右に動かして位置を決めてください。



2 ストッパーを固定しているボルトをゆるめる。

- ボルトは完全に外さないでください。



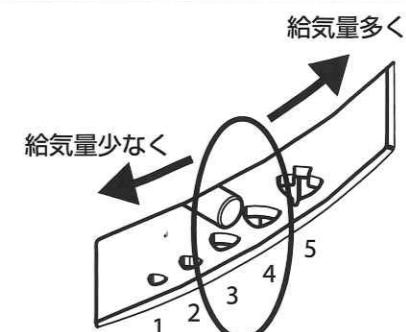
4 ボルトを締めて固定する。

5 アンダーパネルを閉める。

据付けの方法 (つづき)

■空気量調節レバーの調節

- 空気量調節レバーを左右に動かし給気量を調節してください。
ドラフトが弱いときは給気量を多くし、強いときは給気量を少なくしてください。



燃焼用空気について



★燃焼に必要な空気量を取り込む

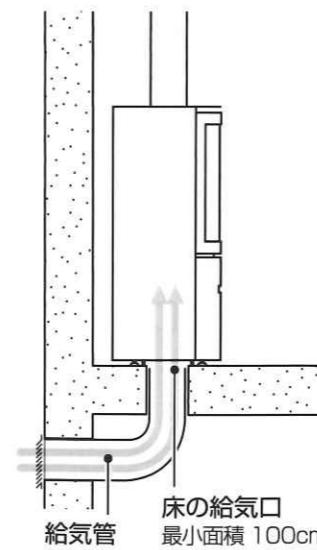
気密が高い部屋で換気設備や他の燃焼器の影響により、ストーブが燃焼するのに必要な空気量が取り込めないと、不完全燃焼したり、煙が部屋に漏れたりして健康に害をおよぼすおそれがあります。



- このストーブは下記の 2 つの空気の取り込みかたを設定しています。

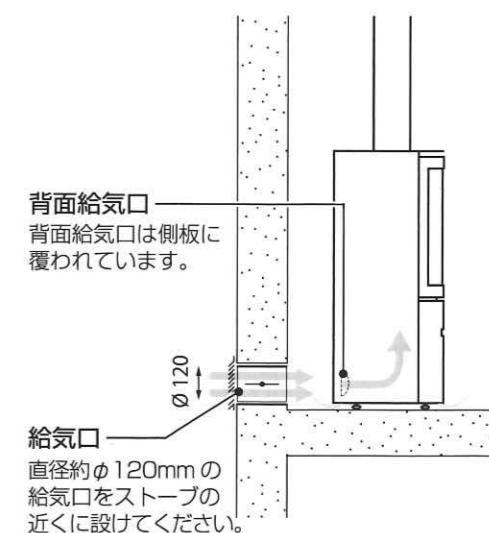
■本体底給気口から直接外気を導入する

このストーブは直接外気を取り入れるようになっています。



■背面給気口から室内の空気を取り込む

背面給気口から室内の空気を取り込むときは、ストーブの近くに給気口を設けてください。



※給気管の長さや曲がり数は下記の表に従ってください。

給気管の長さと曲がり数

長さ	最大曲がり数
1m	4
2m	4
3m	2

※換気された部屋・空間や外気から新鮮な空気をストーブのある部屋に取り入れてください。

お願い

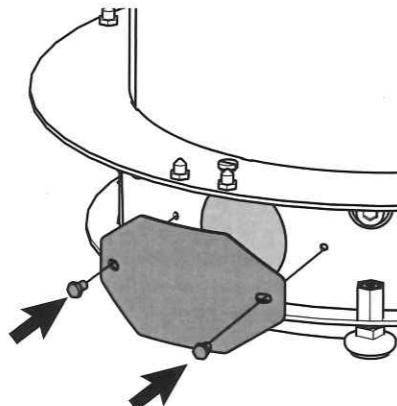
- 給気口の屋外側には金網を設置して虫の侵入を防いでください。
- 給気口は雪やゴミなどで塞がれない位置に設けてください。

5 据付け

床からストーブに直接空気を取り入れる

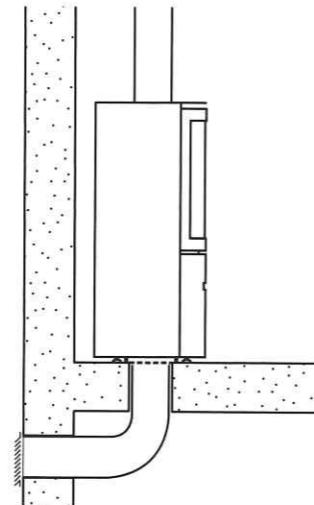
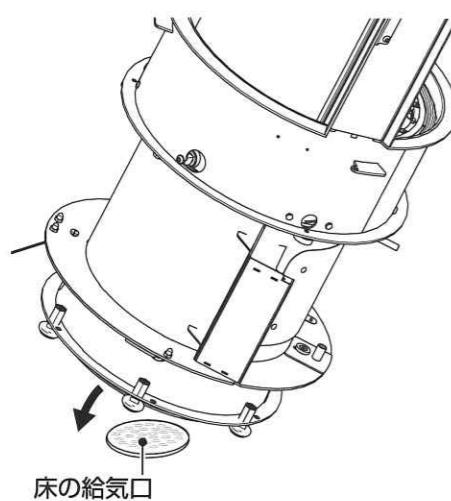
1 背面給気口を塞ぐ。

- 附属品の給気口フタで背面給気口を塞いでください。
(床から直接空気を取り入らない場合は、背面給気口を塞ぐ必要はありません。)
- ※側板RとLを取り外し、本体下部にある背面給気口を附属の給気口フタで塞ぎます。



2 ストーブを設置する。

- 床の給気口におおいかぶさるように本体を設置してください。



お願い

- 床の給気口を密閉するパッキンが床に密着していることを確認してください。

6 煙突の取付け



★屋内排気禁止

屋内に排気すると排ガスが室内に充満して危険です。
必ず屋外に排気してください。



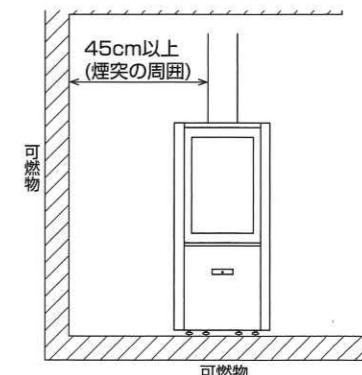
禁止

煙突の径

- このストーブの煙突の呼び径（外径）は直径 150mm です。

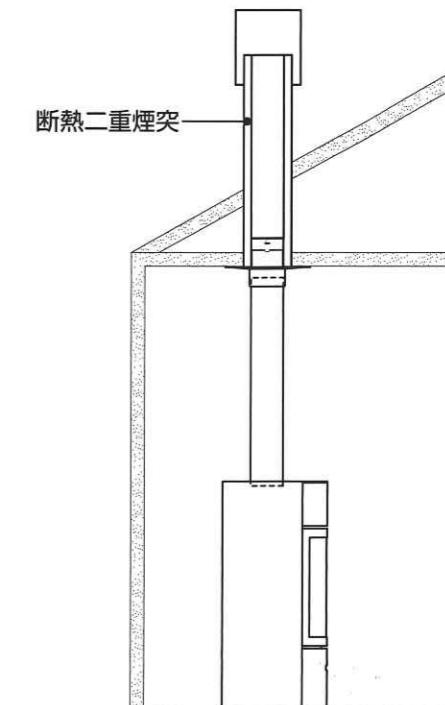
煙突の可燃物との離隔距離

- 煙突は可燃物から、次の距離を離してください。
 - ・煙突がストーブから 1.8m 以内……45cm 以上
 - ・煙突がストーブから 1.8m を超える…15cm 以上



煙突のドラフト効果

- 薪ストーブは煙突でドラフト（上昇気流）を起こして排気をおこないます。
また、ドラフトで発生する吸引力によって、燃焼用空気をストーブに給気します。
ドラフトは、煙突を通る排気の熱が外気温より高く、
温度差があると生じます。
温度差があるほどドラフトは強くなります。



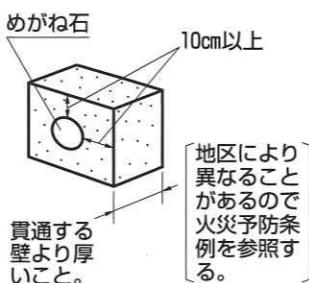
- 屋外は断熱二重煙突を使用してください。
高い排気温度を保ったまま、屋外に排気することで
強いドラフトを生み出すことができます。
屋外の煙突にシングル煙突を使用すると排気温度が
低くなり、ドラフトが弱くなります。
また、排気温度が低くなると、煙突内にススやタールが
たまりやすくなります。
煙突内にタールがたまると、煙突内でタールが燃えて
煙道火災になるおそれがあります。

- 煙突はまっすぐ立ち上げるのが理想です。
曲り箇所が多かったり、横引きが長かったりすると、
曲りや横引きが抵抗となりドラフトが弱くなります。
ドラフトが弱くなると、燃焼量が低下して煙突が
暖まらず煙突内にススやタールがたまりやすくなります。
壁から煙突を出す場合は、曲がり箇所を少なくして
ください。

⑥ 煙突の取付け

家屋貫通部の注意

- 煙突が可燃性の壁などを貫通する部分は、必ずめがね石を使用してください。
- 小屋裏、天井裏などにある部分は、防火上有効な処置をおこなってください。
- 可燃性の壁、天井、小屋裏、天井裏などを貫通する部分及びその付近では、煙突の接続はしないでください。



煙突の固定

- 煙突は、風や振動などで倒れないように、支え金具や支え線などで固定してください。
- 煙突は、1m～2m おきに固定金具（市販品）で固定し、自重を支える部分は、支えまたは吊り金具で堅固に支持してください。

積雪地域での取り付け

- 積雪地域では煙突のトップや給気口が積雪でふさがらないようない位置に取り付けてください。

煙突の取付け図

- 取付け図は標準据付け例（4ページ）を参照してください。
- ※屋外は断熱二重管を使用してください。

煙突トップの形状

- 煙突の屋外トップは風の影響を受けないので、管内に雨が流入しないものを使用してください。

煙突とストーブ接続部の固定

- シングル煙突を本体上部の排気口に差し込み、タッピンねじ（市販品）を3箇所打ち込んで固定してください。
- 煙突を固定した後、設置の状態でのストーブの回転に支障がないようにしてください。
- ※断熱二重管を直接機器本体に接続することはできません。

煙突設置場所の注意

- 煙突からの排気（煙）はご近所の迷惑になる場合があります。

以下の場合への煙突の設置は避けてください。

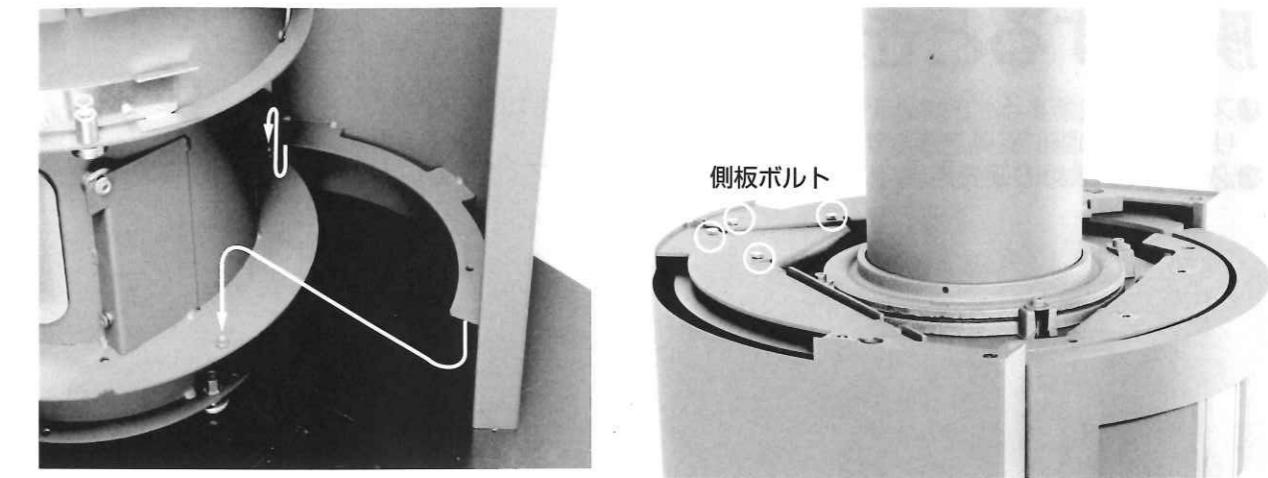
- ・ご近所の物干し台の近く。
(洗たく物に煙のにおいがつくことがあります。)
- ・周辺および高い場所にご近所の部屋がある所。
(煙やにおいがご近所のお部屋に流入することがあります。)

⑦ 部品の取付け

- 開梱するときに取り外した部品を取り付けてください。

1 側板 R・L を取り付ける。

- ①側板をしっかりと持って、ストーブ本体下部の軸2本に側板を差し込んでください。
- ②側板ボルト (M5×8) 2本で固定してください。
- ③もう片方の側板も同じように取り付けてください。



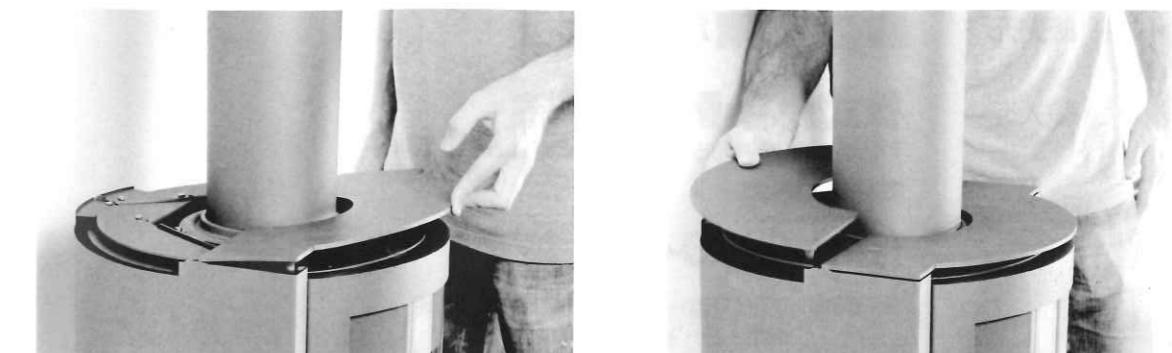
2 アンダーパネルを取り付ける。

- ストーブ本体の軸にアンダーパネルを差し込んで、閉めてください。



3 上面板まえ・うしろを取り付ける。

- 上面板の軸をストーブ本体に差し込み取り付けてください。



8 試運転

- ストーブの据付け工事が終わりましたら、試し燃焼を使用者と一緒におこなってください。
使用者にストーブのご使用方法や日常の点検・手入れの方法を教え願います。
また、使用的する薪についての注意やメンテナンスの重要性(特に煙道火災の危険)についても説明をお願い致します。

9 廃棄するときの注意

- ストーブを廃棄するときは必ず薪や灰を取り除いてください。
リサイクルの際に支障をきたすおそれがあります。
- 必ずお買い求めの販売店またはお客様相談窓口に依頼してください。

販売元

豊臣工業株式会社

輸入元

株式会社トヨトミ

〒467-0855 名古屋市瑞穂区桃園町5番17号

お客様相談窓口



0120-938-178

受付時間 平日(月曜~金曜)午前9時~午後5時

※土・日・祝日は除く

FAX 052-857-1220